

# 「ハツ場ダム」についての意見書

—— 新しい治水利水思想の確立を目指して

## 目次

総論 .....	1
1. 治水面の問題点 .....	4
(1) 利根川治水の課題とは何か	
(2) ハツ場ダムの治水効果	
(3) ダムに依らない治水対策	
2. 利水面の問題点 .....	8
(1) 首都圏の人口も水需要も漸減傾向	
(2) 1992年度から減り続けている利根川流域の水道用水	
(3) 利根川荒川水系フルプランの変更	
(4) 暫定水利権の問題	
3. 関東地方整備局による検証の問題点 .....	12
(1) 関東地方整備局による治水代替案の問題点	
(2) ハツ場ダムの治水効果の過大評価	
(3) 架空の洪水被害想定計算による費用便益比	
(4) 現実性のない利水代替案との比較	
(5) 検証の誤り	
(6) 代替地の安全性検証と地すべり問題	
(7) その他の問題	
図表 .....	17

ハツ場ダム等の地元住民の生活再建を考える議員連盟  
民主党群馬県連所属国会議員一同  
他民主党国会議員有志一同

平成23年12月8日

## 総論

前回の総選挙において、民主党はマニフェストに「八ツ場ダム建設中止」を掲げた。また地元の民主党群馬県連もローカルマニフェストの筆頭に「八ツ場ダム建設中止と生活再建」を掲げた。政権交代後、前原国土交通大臣はマニフェストに則り八ツ場ダムの中止を表明した。

しかし「中止方針の撤回」を求める動きも激化した。このため前原大臣は「中止を前提として予断なく検証する」方針を表明、馬淵大臣時代にはさらに「中止を前提」を削って、八ツ場ダムも他のダムと同様「予断なく検証」と表現を改め、その具体的検討は、建設推進の主体である関東地方整備局の手に委ねられた。

これについて歴代政務三役は、一都五県の知事が中止撤回を求めている状況下で、関連事業の負担金の拠出を円滑ならしめるためにやむを得ない対応であるが、本体工事中止の方針に変わりはない、と説明してきた。それ故、地元民主党議員はじめ民主党関係者は、これを中止という大目標に前進するための、「一步後退二歩前進」の戦略的対応と受け止めて容認してきた。

ところが、検証を委ねられた関東地方整備局は、ダムによらない治水利水への転換を目指した民主党の理念を理解せず、旧来からの治水利水思想に固執し、初めにダムありきの方法で検証作業を進め、八ツ場ダムの「建設継続を妥当とする」旨を発表した。

これは旧政権下と全く同じ官僚主導の決定であり、もし民主党としてこれを容認すれば、政権交代に期待した長年の中核的民主党支持者の失望と離反を招来することは必至であり、自殺行為と言わなければならない。

そもそも民主党は、新しい時代環境の下で、「ダムによらない治水利水」の必要性を強調してきた。人口減少時代の到来と年々厳しさを増す財政制約を考えれば、高度成長時代の発想のままにダム建設中心の利水治水を推進することは反時代的政策選択と言わなければならない。今後、財政的制約はますます厳しいものとなり、既存の社会資本の維持管理費さえ困難になると指摘されており（『国土交通白書』）、新規投資は「選択と集中」による抑制が不可避の趨勢となっている。

このような時代認識と治水利水思想の転換の必要性は、東日本大震災によってさらにその重要性和緊急性を増していることが明白となった。日本が直面する災害は、洪水だ

けではない。地震や津波、大規模火山噴火、原子力発電所事故等々に備え、限られた財源を有効に活用し、より安価で効果的な総合的な安全対策を早急に実行することが時代の要請となっている。

老朽化した既存の堤防は、百年に一度の大豪雨が降る前に、大震災によって大きな損害を被り大都市圏に洪水をもたらすかもしれない。今緊急に必要なのは、ダムよりも、既存の堤防を補強するために予算を投ずることだろう。初めにダムありきの治水思想からは、こうした他の災害の可能性が無視されている。

ますます人口減少が進み、節水技術も進化した時代の水需要がどのようなものとなっていくのか、旧来の治水思想からはこの肝心な点についての真面目な考察が欠落している。またダム建設推進の手段としてのみクローズアップされ、国土交通省の既得権益として批判されてきた暫定水利権制度の改革には手をつけようとしめない。さらにダム水源を開発したいばかりに地下水は日陰に追いやられ続けてきたが、万一原子力災害がおこり、放射性物質が河川を汚染した時に頼りになるのは、地下水を水源とする水道水である。しかしダムを水源とする治水思想からはそうした発想は生まれない。

何よりも利根川治水計画は、八ツ場ダムを造っただけでは完成しない。二百年に一度の洪水に備えるためには、八ツ場ダム級のダムを今後もいくつも造り続けなければならない。半永久的にダムを造り続けなければ完了しない治水思想でよいわけがない。

そして、ダムは結論の出ていない技術である。ダムには寿命があり、いずれ堆砂などによって使い物にならなくなるときがくる。そのときどうするのか。火山地帯に位置する八ツ場ダムは国土交通省の計画よりも堆砂がはるかに早く進み、半世紀を経ずして治水機能が半減するという指摘もある。その時たまった土砂をどうするのか、また、ダムは堆砂やコンクリートの劣化があるので、未来永劫使えるわけではない。使えなくなったダムを壊すのは難しい。それは原発の使用済み核燃料処分と同様に、われわれの子孫の肩に大きくのしかかってくる。

平成22年9月の「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」による「今後の治水政策のあり方について／中間とりまとめ」の総論部分（はじめに／第一章）には、民主党が主張する新しい治水利水の考え方がある程度かきこまれていた。しかし地方整備局の実際の検証の手法とプロセスは、全く旧来の治水利水思想に基づくものであった。両者の乖離には歴然たるものがあり、驚かざるを得ない。こうした古い治水利水思想に立つ出先機関の検証結果を容認するわけにはいかない。

民主党は、新たな時代環境の中では新たな治水利水思想が必要であると確信し、先の総選挙において、マニフェストにおいて、国民に選択をお願いし、大きな支持を得た。八ツ場ダム建設中止は、旧い治水利水思想を排し、新たな時代の新たな治水利水思想を確立するうえで象徴的な意味を持っている。民主党の存在意義が問われる問題であり、後退は許されない。

## 1. 治水面の問題点

### (1) 利根川治水の課題とは何か

#### ① 「選択と集中」による社会資本投資

政府の行政刷新会議による「提言型政策仕分け」（本年11月22日）では、公共事業については、ここ20年間、ダムや道路などの社会資本が顕著に増えていることから、このままでは2037年時点で維持・管理費がまかなえなくなるという国土交通省の試算結果が示され、公共事業の「新規投資は厳しく抑制して必要な事業を対象に『選択と集中』の考え方をより厳格に進めるべき」という提言がまとめられた（図1）。

公共事業がおかれているこの現実を踏まえて今後の河川行政においても「選択と集中」を厳格に進めていかなければならない。

#### ② 利根川治水の喫緊の課題

河川整備計画には今後20～30年間に行う事業の内容が盛り込まれるが、上述のとおり、新規の社会資本投資の先細りによって、それらのすべてを実施することは困難である。それ故、流域住民の安全を確保するための喫緊の治水対策を厳選しなければならない。

利根川水系における喫緊の治水対策は、第一に脆弱な堤防の強化対策であり、第二にゲリラ豪雨による内水氾濫への対策である。とりわけ、3.11東日本大震災の教訓から既設の堤防の崩壊を防ぐことが急務である。

##### i 脆弱な堤防の強化対策

国土交通省の調査により、利根川及び江戸川の本川・支川では洪水の水位上昇時に「すべり破壊」や「パイピング破壊」を起こして破堤する危険性がある脆弱な堤防が各所にあることが明らかにされている。脆弱な堤防では洪水時に河川水が堤内地に漏水する現象が起きることもある。国交省は、堤防の浸透に対する安全性に不安があり、対応が必要とされている区間が、利根川で62%、江戸川で60%存在すると指摘している。もし破堤すれば、甚大な被害をもたらすことは明らかである。したがって脆弱な堤防の強化工事を急いで進めなければならない。

##### ii ゲリラ豪雨による内水氾濫への対策

今夏9月上旬の台風12号で群馬県南部で記録的な大雨があり、県内で床上浸水14棟、床下浸水89棟の大きな被害があった。この時、利根川とその支川からの越流はなく、浸水被害は被災地でのゲリラ豪雨による内水氾濫（小河川の氾濫を含む）であった。

首都圏では近年このようなゲリラ豪雨が起きることが多くなったので、排水機場の再整

備など、内水氾濫対策の実施も急務である。

いうまでもなく、内水被害に対してダムは効果がない。

## (2)ハツ場ダムの治水効果

### ① カスリーン台風「再来」に治水効果なし

そもそもハツ場の建設計画は昭和22年9月のカスリーン台風がきっかけであり、カスリーン台風の再来に備えるというのが当初の大義名分であった。カスリーン台風時の大水害は、戦争によって森林が荒廃し、森林の保水能力が極端に低下している時代に起こった。現在は森林の保水力が格段に向上している。

石関貴史代議士は平成20年6月に質問趣意書を提出し「カスリーン台風再来時のハツ場ダムの治水効果」について質問した。

これに対する政府の回答によれば、再来計算による八斗島地点の洪水ピーク流量の計算結果は次のとおりであった。

- |                          |                           |
|--------------------------|---------------------------|
| 1 八斗島上流にダムがない場合          | 22, 170 m <sup>3</sup> /秒 |
| 2 八斗島上流に既設6ダムがある場合       | 20, 421 m <sup>3</sup> /秒 |
| 3 八斗島上流に既設6ダムとハツ場ダムがある場合 | 20, 421 m <sup>3</sup> /秒 |

2と3は同じ流量であり、要するに利根川八斗島地点でのハツ場ダムの治水効果はゼロであることが、内閣総理大臣名の「回答書」によって明らかになったのである。

### ② 利根川には十分な余裕高がある

ダムの治水効果は不確かな机上の計算ではなく、観測流量から求めるべきである。最近60年間で最大の洪水（平成10年9月洪水）について岩島地点（ダム予定地のすぐ下流）の観測流量からハツ場ダムの効果を八斗島地点で計算すると、その治水効果は最大に見ても洪水ピーク水位をわずか13cm下げるだけであった。この洪水の最高水位は堤防天端から4.5mも下であって、確保すべき余裕高2.0mを大きく上回っていたから、この洪水時にハツ場ダムがあっても何の寄与もしなかった（図2）。

さらに、ハツ場ダムの洪水ピーク削減効果は、八斗島地点から江戸川、利根川下流へと流れるにつれて、次第に小さくなっていくことが国土交通省の計算で明らかになっているので、八斗島地点より下流でもハツ場ダムは意味を持たない。

このように最近60年間で最大の洪水でもハツ場ダムの必要性が見られないのであるから、ハツ場ダム事業にはすぐに実施しなければならない緊急性は見当たらない。

### ③ 想定を超える規模の洪水にダムの治水機能は働かない

ダムは想定を超える規模の洪水が来ると、貯水池が満杯になって洪水調節の機能を失う。今年9月の台風12号は和歌山県に記録的豪雨をもたらし、洪水調節機能を持つ和

歌山県の三つのダムはいずれも満杯になって治水機能を失った。ダムからの放流量は満杯に近づくと、一挙に増加するため、下流住民は避難する時間がなく、それによって被害が増大した。八ツ場ダムも同様であって、想定を超える規模の洪水が到来すれば、治水機能を失ってしまう。

### (3) ダムに依らない治水対策

#### ① 安価で即応性の高い治水対策こそ求められている

3.11 東日本大震災や今年9月台風12号の紀伊半島水害を踏まえれば、利根川においても想定を超える洪水が襲った場合に壊滅的な被害を受けない治水対策を進めなければならない。

しかしそれは治水計画の洪水目標流量を引き上げて、ダムやスーパー堤防などの大きな河川構造施設を次々と整備することではないし、首都圏氾濫区域堤防強化対策事業のような巨大公共工事であってはならない。

スーパー堤防は1 kmの整備に500億円以上の事業費を要するため、「点」の整備しかできず、治水対策として非現実的である。

首都圏氾濫区域堤防強化対策事業は利根川・江戸川の右岸側堤防を大きく拡幅する事業である。この事業は堤防の裾野を拓げるため、1,000戸もの家屋の移転が必要となるもので、完成まで非常に長い年月を要し、事業費も大きく膨れ上がることが予想される。

治水対策は、最小の費用で最大の効果があり、長い年月を要しないものが選択されなければならない。そのような施設整備は巨額の予算ときわめて長い年数を要するため、実現が不可能である。想定を超える洪水が来ても、壊滅的な被害を防止できる現実に実施可能な対策を進めていかなければならない。

もっとも効果的なのは「耐越水堤防」への強化である。現在の堤防は計画高水位までの洪水に対しては破堤しないように設計されるが、堤防を超える洪水に対しては強度が保証されていない。壊滅的な洪水被害は堤防が一挙に崩壊した時に生じるので、堤防を超える洪水が来ても、直ちに破堤しない堤防への強化を進めることが是非とも必要である。

#### ② 検討されなかった耐越水堤防

耐越水堤防としては最小限の費用で堤防を強化できる技術を選択しなければならない。鋼矢板やソイルセメント連続地中壁を堤防中心部に設置するハイブリッド堤防が安価な技術であり、これらによる堤防の強化工事を推進することが急がれる (図3)。これは国土交通省の中間とりまとめでも言及されているものの、具体的に検討された形跡はない。

耐越水堤防への強化が行われ、堤防天端までの流下が可能となれば、河道の流下能力は大幅に増大する。国交省の計算によれば、例えば、利根川右岸の利根大堰付近の現況流下能力は毎秒 14,000 m<sup>3</sup>程度であるが、堤防天端までの流下能力は毎秒 22,000 m<sup>3</sup>程度もあり、耐越水堤防への強化は、流域の安全性を大きく高める重要な治水対策となる。

以上のように、東日本大震災などの自然の猛威を踏まえれば、利根川においても想定を超える洪水が来た場合に堤防が一挙に崩壊して壊滅的な被害を引き起こさないように、決壊しづらい堤防、耐越水堤防への強化が急務であり、巨額の費用と長い年月を要しない耐越水堤防の技術が選択されなければならない。



## 2. 利水面の問題点

### (1) 首都圏の人口も水需要も漸減傾向

日本の人口はすでにピークを迎え、現在は減少傾向にある。首都圏全体では人口はまだ多少の増加があるが、近い将来には漸減傾向になるとされている。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、首都圏の人口は2015年以降は漸減傾向になるとしている(図5)。

首都圏では一人当たり給水量も減り続けており、給水量の減少傾向が今後も続いていくことは必至である。

この明白な時代の趨勢について国土交通省は意図的に無視しているとしか思えない。実際にダム計画のある自治体とダム計画のない自治体の水需要予測は大きく異なっている。例えば、ダム計画のない横浜市や大阪市の水需要予測は右肩下がりを示しており、東京都の水需要予測とまったく違った様相となっている(図6)。

### (2) 1992年度から減り続けている利根川流域の水道用水

#### ① 一日最大給水量の減少傾向

首都圏(利根川流域6都県)の一日最大給水量は減り続けている。1992年度から2009年度までの17年間に182万 $\text{m}^3$ /日も減っている(図7)。この減少量は八ツ場ダムの開発量に匹敵する水量であり、首都圏の水需要の動向は八ツ場ダム計画時(第一回基本計画の告示は1986年)と比べると、様変わりしている。

[注] 八ツ場ダムの開発量：八ツ場ダムの開発量には通年と非かんがい期(冬期)だけのものがある。後者をそのまま加算した合計は22.2 $\text{m}^3$ /秒(192万 $\text{m}^3$ /日)、これを通年に換算して合計すると、16.5 $\text{m}^3$ /秒(143万 $\text{m}^3$ /日)である。

#### ② 一人一日最大給水量の減少傾向

首都圏全体では給水人口が多少増加しているにもかかわらず、一日最大給水量が減り続けているのは、一人あたり給水量がかなりの速度で減少してきているからである。1992年度から2009年度までの17年間に一人あたりの給水量は22%も減っている(図8)。

これは節水型機器の普及、漏水の減少、生活様式の季節変化の平準化などによるものである。水洗トイレ、電気洗濯機などの水使用機器は節水型であることが重要なセールスポイントとなっており、水使用機器はこれからも、より節水型のものが開発され、普及していくので、一人あたり給水量の減少傾向は今後もしばらくの間続くと予想される。

#### ③ 国交省・利根川荒川フルプランの水需要の架空予測

ところが、国交省の利根川荒川フルプラン(利根川水系及び荒川水系水資源開発基本計

画) では、将来の水道用水が大幅な増加傾向に転じ、2004年度から2015年度の間約1.2倍に増加することになっている(図9)。実績の傾向を無視した架空予測であり、今回の八ツ場ダムを検証はこの架空予測を前提としたものになっている。

#### ④ 国交省の研究会も認識している水道用水の長期的な減少

国土交通省水資源部の「気候変動等によるリスクを踏まえた総合的な水資源管理のあり方について」研究会は2008年5月22日に「中間とりまとめ」を発表した。これは、気候変動等により、超長期的に見て将来の水需給がどうなるかを予測したものである。

この予測では、利根川流域の水道用水(この報告では生活用水と記述)は人口の減少と節水型機器の普及により、50年後には現状値の62~67%に、100年後には31~42%にまで縮小していく(図10)。

このように国交省も実際には水道用水が長期的に縮小していくことを認識しているのであって、水道の需要縮小は確実に予測される事象である。

#### ⑤ 水あまりがますます顕著になり、渇水の影響を受けにくい構造に

水需要の持続的な減少と水源開発事業の進捗により、利根川流域の各都県の水需給は余裕のある状態になり、水あまりの状況が年々顕著になってきている。東京都水道を例にとれば、約200万 $\text{m}^3$ /日<sup>(注)</sup>の余裕水源を抱えている(図11)。

(注) 多摩地域の地下水(後述)など、東京都がカウントしていない保有水源も評価した場合、東京都による保有水源の評価では余裕水源は約140万 $\text{m}^3$ /日になる。

利根川流域の渇水として1994年、1996年渇水が取り上げられ、渇水到来の備えのためにダム建設という主張があるが、それらの渇水は15年ほど前のことであり、当時と比べて現在は水あまりが拡大しているので、渇水が到来してもその影響を受けにくい構造になりつつある。当時でさえ、断水には至らず、ほとんどが給水圧の調整にとどまる給水制限であったから、現在、同様な渇水が来ても生活への影響は小さなものであると予想される。今後は水あまりの拡大でその傾向がますます強まっていくと思われる。

以上のとおり、利根川流域の水需要が長期的に減少していくことは確実に予想されることであり、そのような水需要縮小の時代において八ツ場ダムによる新規水源開発がどうしても必要という状況にはない。

### (3) 利根川荒川水系フルプランの変更

#### ① フルプラン変更の必要性

第5次利根川及び荒川水系水資源開発基本計画(フルプラン)は2008年7月に策定され、八ツ場ダムを新規の水資源開発事業として位置づけている。つまりフルプランは八ツ場ダ

ムの上位計画として位置づけられる。

このフルプランにおける各都県の過大な水需要予測と現保有水源の過小評価を見直して、八ツ場ダム抜きの水需給計画に変更しなければならない。

現在の利根川荒川フルプランは2015年度を目標年度としているが、水需要の規模が長期的に縮小していく時代において、今からわずか4年後の水需給計画では先行きが不明瞭である。20～30年先を見据えたフルプランにすれば、八ツ場ダムの不要性が一層明確になるであろう。

## ② 最新の実績データに基づく科学的な水需要予測

八ツ場ダム計画に関わる各都県の水需要予測はいずれも右肩上がりであって、減少傾向が続く水需要の実績と乖離している。とりわけ、東京都水道の水需要予測は実績との乖離が凄まじい。都の予測は2000年度以前の古い実績データによる予測である。東京都は、減少傾向が明瞭な最新の実績データを使うと、予測の下方修正を余儀なくされるので、いまだにこの古い予測に固執しているものと思われる。

したがって、水需要予測の見直しは最新の実績データに基づいて科学的に行うことが必要である。

## ③ 地下水を重要な水源として位置付けること

今年3月、福島原発事故による水道水の放射性物質の汚染が深刻な問題となったが、地下水を水源とする水道水は放射性物質の汚染はなく、重要な水道水源であることがあらためて認識された。

しかし、地盤沈下が沈静化しているにもかかわらず、各都県とも水道用地下水の削減を計画している。東京都に至っては、多摩地域で実際に使われている地下水約40万 $\text{m}^3$ /日を水道水源としてカウントしていない。これは長年使用され、今後とも利用可能な水源なのであるが、保有水源から落とされている。フルプランにおいては各都県の水道で現在使われている地下水を削減することなく、重要な水源として位置づけることが必要である。

## (4) 暫定水利権の問題

### ① 八ツ場ダムを前提とした暫定水利権

暫定水利権はダムによる利水を推進する上で重要な概念である。しかしながら、長年にわたり支障なく実際に供給されてきた水を暫定か安定かに区分するこの発想は、観念的で現実の利水状況から目を逸らし、ダムがなければ何も解決しないという隘路に導く。この暫定水利権の考え方を転換することがダムに依らない新しい利水への第一歩である。

八ツ場ダムを前提とした暫定水利権には次の二通りがある。

農業用水転用水利権の冬期水利権（非かんがい期）が暫定となっているもの

10.78 m<sup>3</sup>/秒（埼玉県水道、群馬県水道等）

通年水利権（年間を通して）が暫定となっているもの

1.918 m<sup>3</sup>/秒（藤岡市水道等）

八ツ場ダムの暫定水利権は、八ツ場ダムがなくても取水に支障を来たしたことはなく、実態は安定水利権と変わらないものである。

なお、今まで中止されたダムを見ると、そのダムの暫定水利権はダム中止後もそのまま継続使用が認められており、八ツ場ダムの暫定水利権もダム中止に伴って取水できなくなることはあり得ない。ただし、いずれは安定水利権に変えることが必要である。

## ② 暫定水利権を安定水利権に変える

河川管理者の水利権許可の考え方は、「河川の渇水時の流量は、一部は既得水利権として使われ、残りは『正常流量』<sup>(注)</sup>を確保するために必要なものであるので、河川からの新たな取水を求めるものは新規のダム計画に参画して、水利権を得ること、ダムができるまでは暫定水利権としてのみ許可する」というものである。

問題は、「正常流量」が過大に設定されていることである。正常流量は河川整備基本方針で定めた渇水時に確保すべき流量であるが、実際の流量が正常流量を下回っても支障が生じていないので、その下方修正が可能である。

利根川水系河川整備基本方針を改定して正常流量を現実に合った値に下方修正すれば、水利権許可の余裕が生まれ、暫定水利権を安定水利権に変えることが可能となる。

〔注〕 正常流量：漁業、動植物の保護等を総合的に考慮し、渇水時において維持すべき流量と、既得水利権に必要な流量を満足するように設定した流量

## ③ 安定水利権に変える際の費用負担

暫定水利権を安定水利権に変えるにあたっては、既存の水利権取得者との公平性の観点から、暫定水利権の使用者にも一定の費用を負担させて、水利権の再配分を行うことが必要である。

八ツ場ダムを中止した場合は特定多目的ダム法に基づき、利水予定者が負担してきた利水負担金の返還を求められることが予想される。この場合、八ツ場ダムの暫定水利権の使用者については、この返還金を安定水利権化に伴う費用負担の原資に使うことが考えられる。

### 3. 関東地方整備局による検証の問題

#### (1) 関東地方整備局による治水代替案の問題点

関東地方整備局による治水面の検証では、八ツ場ダムに代わる四つの治水代替案が検討された。それらの代替案の費用は次表のとおり、八ツ場ダムの残事業費（治水分）より1,000億円以上も高く、八ツ場ダムが最適案として選択されている。しかし、これは次に述べるように、治水代替案の費用が高額になるように、八ツ場ダムの治水効果が大きく引き上げられたからであって、意図的な数字の操作によるものである。

ただし、これは八ツ場ダムの残事業費（治水分）約700億円と代替案の費用を比較した場合である。支出済みの費用も含めた八ツ場ダムの全事業費（治水分）約2,400億円と比べると、四つの代替案の費用はそれを下回っている。このことは八ツ場ダム計画を策定する前の段階で国土交通省が他の治水代替案を真摯に検討していれば、八ツ場ダムが選択されなかったことを物語っている。

治水対策案	完成までに要する費用
① 八ツ場ダム 残事業費（治水分） 【全事業費（治水分）】	約700億円 【約2,400億円】
② 河道掘削	約1,700億円
③ 渡良瀬遊水地越流堤改築＋河道掘削	約1,800億円
④ 利根川直轄区間上流部新規遊水地＋河道掘削	約2,000億円
⑤ 流域対策（宅地かさ上げ等）＋河道掘削	約1,700億円

#### (2) 八ツ場ダムの治水効果の過大評価

今回の検証で示された八ツ場ダムの治水効果は従来の値より格段に大きい数字である。治水代替案の費用が跳ね上がるように、関東地方整備局は八ツ場ダムの効果を大きく引き上げたのである。

従来は八ツ場ダムの削減効果は基本高水流量22,000 m<sup>3</sup>/秒（八斗島地点）に対して平均600 m<sup>3</sup>/秒とされてきた。22,000 m<sup>3</sup>/秒に対する削減率は2.7%である。ところが、今回、関東地方整備局が示したのは、八斗島地点17,000 m<sup>3</sup>/秒に対する八ツ場ダムの削減効果が平均1,176 m<sup>3</sup>/秒で、削減率は6.9%になり、従来の2.7%の2.6倍にもなっている（図7）。

今まで国土交通省が長年にわたり公表してきた数字が大きく変わってしまったのである。従来の数字は何であったのか。国土交通省のご都合主義によって数字が操作され、

それによって八ツ場ダム案が最適案として選択されているのである。

### (3) 架空の洪水被害想定計算による費用便益比

今回の検証では八ツ場ダム事業の費用対効果の計算が新たに行われ、約6.3という1を大きく上回る計算結果が示されている。しかし、平成21年2月24日の関東地方整備局事業評価監視委員会で八ツ場ダム事業の再評価として示された費用対効果は3.4であり、さらに平成19年12月21日の同委員会で示された費用対効果は2.9であった。費用対効果を計算することに計算値が変動しており、その値の信頼性に疑問を持たざるを得ない。

この便益のほとんどは八ツ場ダムの洪水想定被害軽減額から求められたものであるが、そこで想定された利根川の洪水被害額は現実にはまったくありえないものであり、架空の数字から八ツ場ダムの便益が算出されている。

関東地方整備局の計算資料から、50年に1回までの洪水を想定した洪水被害発生額の年平均値を求めると、八ツ場ダムがない場合は4,820億円にもなっている（八ツ場ダムがある場合は4,131億円）。八ツ場ダムがない場合が現状を表しているが、現状において関東地方整備局の計算では、利根川流域で毎年4,820億円の洪水被害が発生していることになる。このように巨額の洪水被害が利根川流域で毎年発生するというのはあまりにも現実と遊離した想定計算である。

国土交通省の「水害統計調査」により、毎年の各流域の洪水被害発生額の調査が行われている。「水害統計」の数字を拾うと、昭和36年から平成21年までの49年間の利根川流域の洪水被害額は年平均で176億円である（国土交通省のデフレーターを用いて平成17年価格に補正）。したがって、八ツ場ダムの費用便益比で算出された利根川の洪水被害想定額は実際の被害発生額の27倍にもなっている。

実際にはありえない架空の洪水被害想定額によって求められた八ツ場ダムの費用便益比の算定値は、客観的、科学的根拠のない数字である。

### (4) 現実性のない利水代替案との比較

今回の検証では、八ツ場ダムの開発量22,209 m<sup>3</sup>/秒（日量192万m<sup>3</sup>）の必要の有無を問うことなく、八ツ場ダムの開発量を得るための利水代替案との比較しか行わなかった。八ツ場ダムの開発量は大きく、今更そのように大量の水源を得る手段があるわけがなく、結局、次表のとおり、四つの非現実的な利水代替案との比較で八ツ場ダムが最適だという判断がされた。

利水代替案には静岡県の富士川河口部から導水することを中心とする荒唐無稽な案

までである。富士川から利根川までの導水は現実にはあり得ない話である。この利水代替案の費用は八ツ場ダムの残事業費の約 20 倍にもなっている。

比較すること自体が無意味な茶番劇とも言える検証が罷り通ったのである。

利水対策案	完成までに要する費用
① 八ツ場ダム案 残事業費 (利水分) 【全事業費 (利水分)】	約 600 億円 【約 2,100 億円】
② 富士川からの導水、地下水取水、藤原ダム再開発	約 1 兆 3,000 億円
③ 利根大堰・下久保ダムのかさ上げ、既設ダムの発電・治水容量の買い上げ、既設ダムのダム使用権の振替	約 1,800 億円
④ 利根大堰のかさ上げ、既設ダムの発電・治水容量の買い上げ、渡良瀬第二貯水池、既設ダムのダム使用権の振替	約 1,700 億円
⑤ 富士川からの導水、既設ダムの発電・利水容量の買い上げ、既設ダムのダム使用権の振替	約 1 兆円

#### (5) 検証の誤り

##### i 利水予定者の水需給計画をそのまま容認

今回の検証の誤りは、利水予定者の水需給計画をそのまま容認したことにある。東京都をはじめとする利水予定者は、現実と遊離した水需給計画によって本来は不要な水量を八ツ場ダムに求めており、利水の検証では何よりもまず、各利水予定者の水需給計画をきびしく審査しなければならない。

ところが、関東地方整備局が水需給計画について行ったことは、水道施設設計指針など、水需給計画の作成の元になった指針・計画に沿っているかどうかの確認だけである。指針・計画に沿っているのは当たり前のことであって、無意味な確認作業で水需給計画を容認した。

##### ii 水需要の実績と乖離した予測を容認

東京都を例にとれば、図 12 のとおり、東京都の一日最大配水量は 1992 年度の 617 万  $\text{m}^3$ /日からほぼ減少の一途を辿り、2010 年度には 490 万  $\text{m}^3$ /日になっているのに、都の予測では 2010 年度には 600 万  $\text{m}^3$ /日まで増加することになっている。このような架空予測から八ツ場ダムの必要量が算出されているが、今回の検証ではこの架空予測がそのまま罷り通っている。

##### iii 利水予定者の保有水源の意図的な過小評価も容認

保有水源の過小評価もそのまま容認されている。たとえば、東京都は前述のように図

12の右側に示す多摩地域の地下水約40万 $\text{m}^3$ /日を水道水源としてカウントしていない。これは多摩地域の水道で実際に長年使われてきて今後とも利用可能な水源であるが、都の水需給計画では水需給に余裕が生じ過ぎては困るので、保有水源から落とされている。このような保有水源の意図的な過小評価もそのまま認められた。

以上のとおり、利水面においても八ツ場ダムの検証は検証の名に値しないものであって、八ツ場ダムが最適案となる結論が先にある形だけの検証が行われたのである。

#### (6) 代替地の安全性検証と地すべり問題

八ツ場ダム予定地は地質が脆弱であるため、ダムができて湛水し、水位を季節によって人為的に大きく上下させると、貯水池周辺で地すべりが誘発される危険性が指摘されている。また、代替地の中には民間の宅地造成では例のない超高盛り土の代替地があり、その安全性に疑問が投げかけられている。

地すべり誘発の危険性が指摘され、代替地の安全性へ疑問が提起されているので、八ツ場ダムの検証作業の中で点検が行われ、次の工事が追加されることになった。

追加の地すべり対策工 8カ所 工費 109.7億円

代替地の安全対策工 5カ所 工費 39.5億円

しかし、この点検はわずか1年足らずの作業によるものであり、地質ボーリング調査などに基づく本格的な点検を行えば、対策必要箇所が増え、対策の内容も追加されて対策工事費が大幅に増額されることが予想される。

奈良県の大滝ダムは2002年8月にダム堤体が完成したが、試験湛水中に白屋地区で地割れが発生し、38戸が全戸移転した。その後も大滝地区と迫地区でも地すべりの危険性が判明し、2013年3月末完成を目処に対策工事が延々と行われている。この追加工事費は308億円(白屋地区の移転補償費を含む)にもなっている。

上記の大滝ダムの例から見て、八ツ場ダムができた場合の地すべり対策工事費は今回の点検結果よりさらに膨らむ可能性が高い。代替地の安全性については2010年度に安全計算のミスが判明し、さらに、計算方法の問題点も指摘されており、地すべり対策も含めて第三者機関による評価が必要である。

地元住民のためにも、八ツ場ダムをつくるべきだという考えが流布しているが、八ツ場ダムができれば、むしろ地元住民の安全が脅かされる可能性が十分にある。



## **(7)その他の問題**

八ツ場ダム建設を巡っては他にも多くの問題が指摘されている。すべてをここで議論するわけには行かないが、以下に示すものはそれぞれが大きな問題を含んでいるため、概要のみ記す。

### **① 電力発電能力の信憑性と、減電補償について**

平成 20 年に電力発電機能が急遽付け加えられることになったが、吾妻川流域にはすでに多くの東京電力の発電施設が存在する。八ツ場ダムの発電を優先させることで、吾妻川全体の発電量は減少することが指摘されている。東電に対して減電補償金を支払う必要も生じるが、この費用について金額は不明のままである。

### **② 砒素濃度について**

八ツ場計画が大幅に遅延した理由のひとつは河川の酸性水対策が難航したからである。現在上流の品木ダムで1日60tもの石灰を投入し酸性の川水を中和しているが、その過程でヒ素を多く含んだ汚泥が排出されると言われている。これまで国交省はヒ素汚染の実態を隠蔽していた疑いもある。ダム貯水後に流れ込んだヒ素がどのような状況になるのか実証的な研究はなく、安全性は確保されていない。

### **③ 費用の増大について**

関東地方整備局の検証作業の中で、八ツ場ダム事業費は180億円増大した。これまでも繰り返し事業費の増大が行われており、上述した減電補償など、これから見込まれる関連費用もまだ多数存在し、最終的な総額がいくらになるのか不明である。百億単位の予算がいつも簡単に上積みされるダム事業は、民主党の時代認識と大きく乖離した悪しき公共事業の象徴である。

図1 社会資本の投資額の推移(平成 21 年度国土交通白書より)

図表66 維持管理・更新費の推計(従来通りの維持管理・更新をした場合)

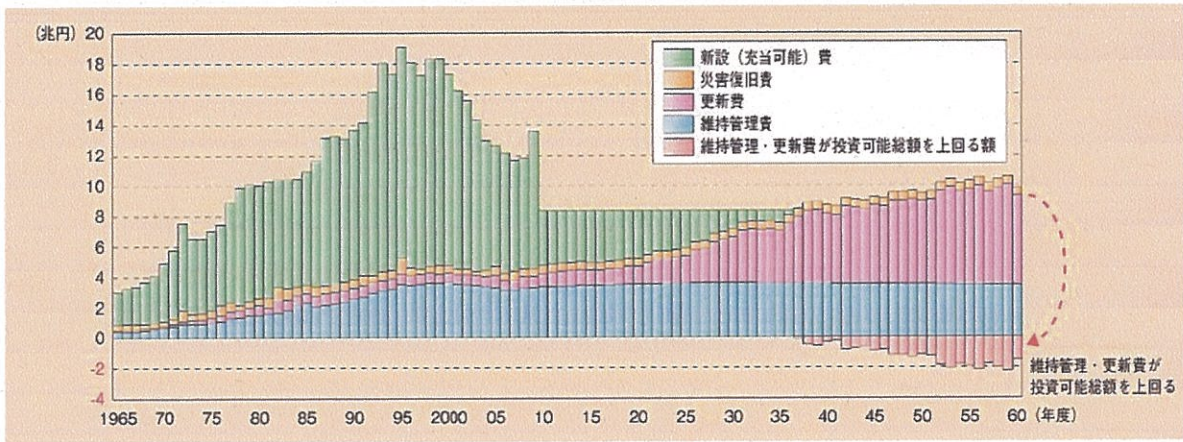


図2 八斗島地点におけるハツ場ダムの洪水調節効果

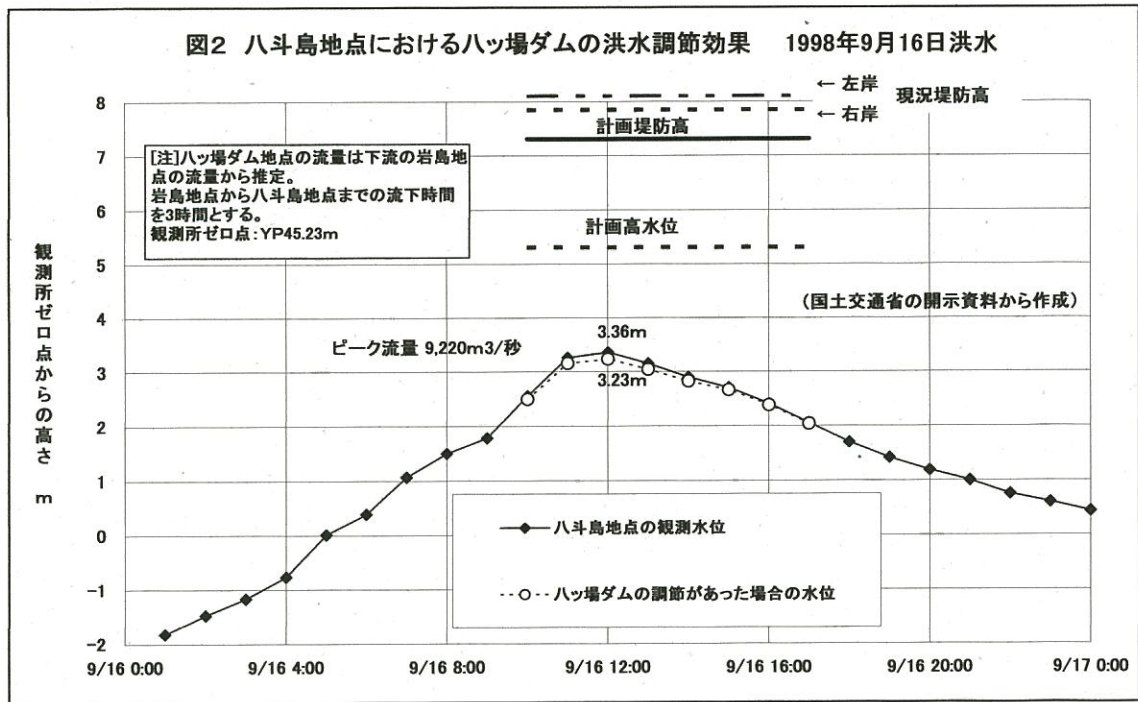


図3 耐越水堤防の例（今本博健編著「ダムが国を滅ぼす」より）

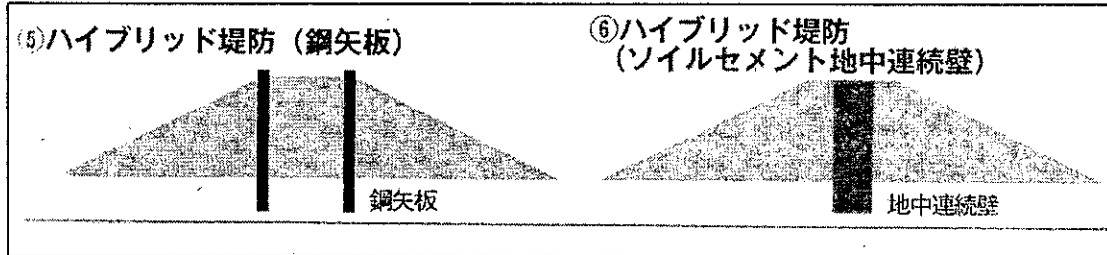


図4 国土交通省によるハツ場ダムの治水効果

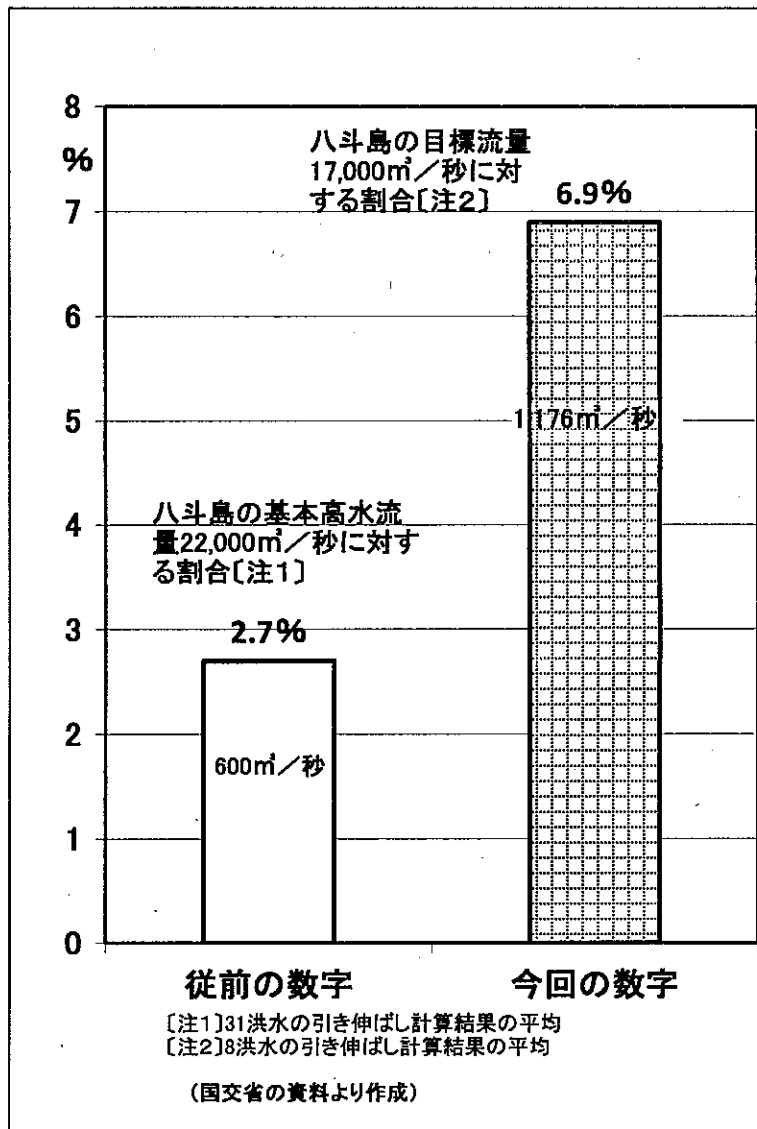


図5 利根川流域6都県の人口の実績の将来推計

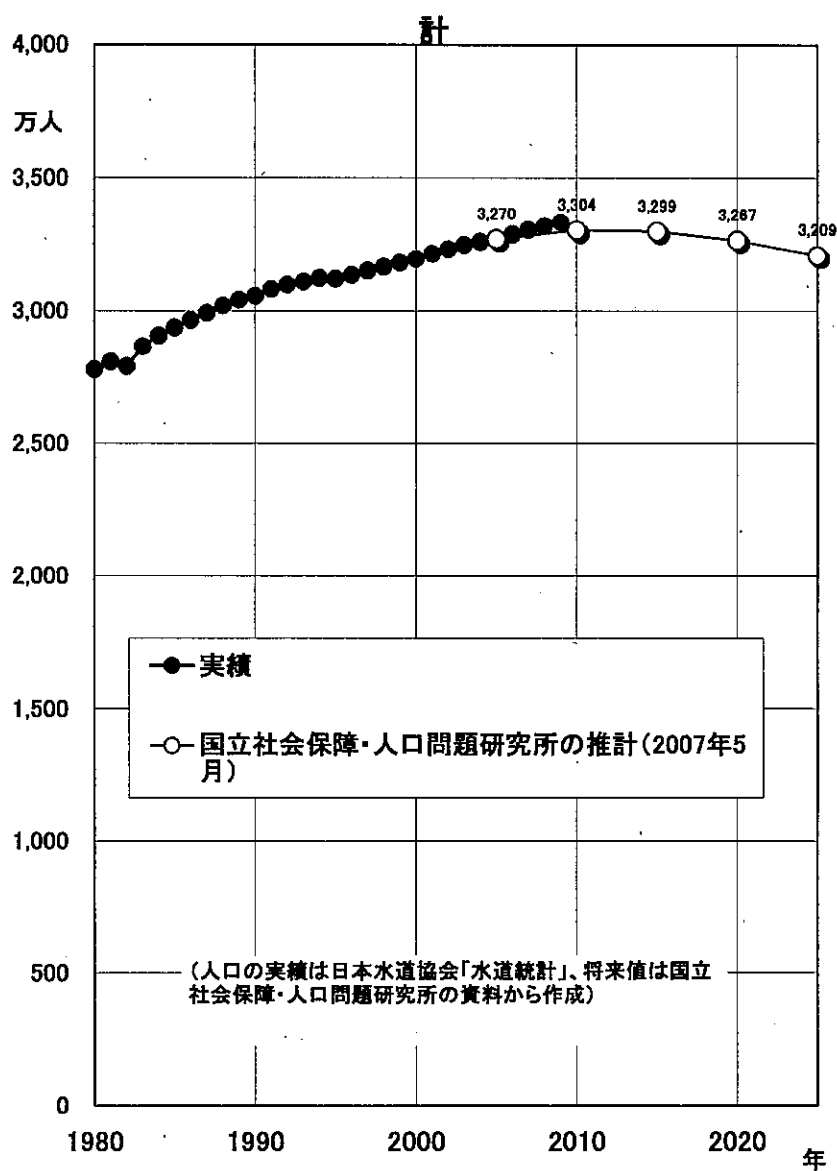


図6 東京、大阪、横浜の一人一日最大給水量の比較

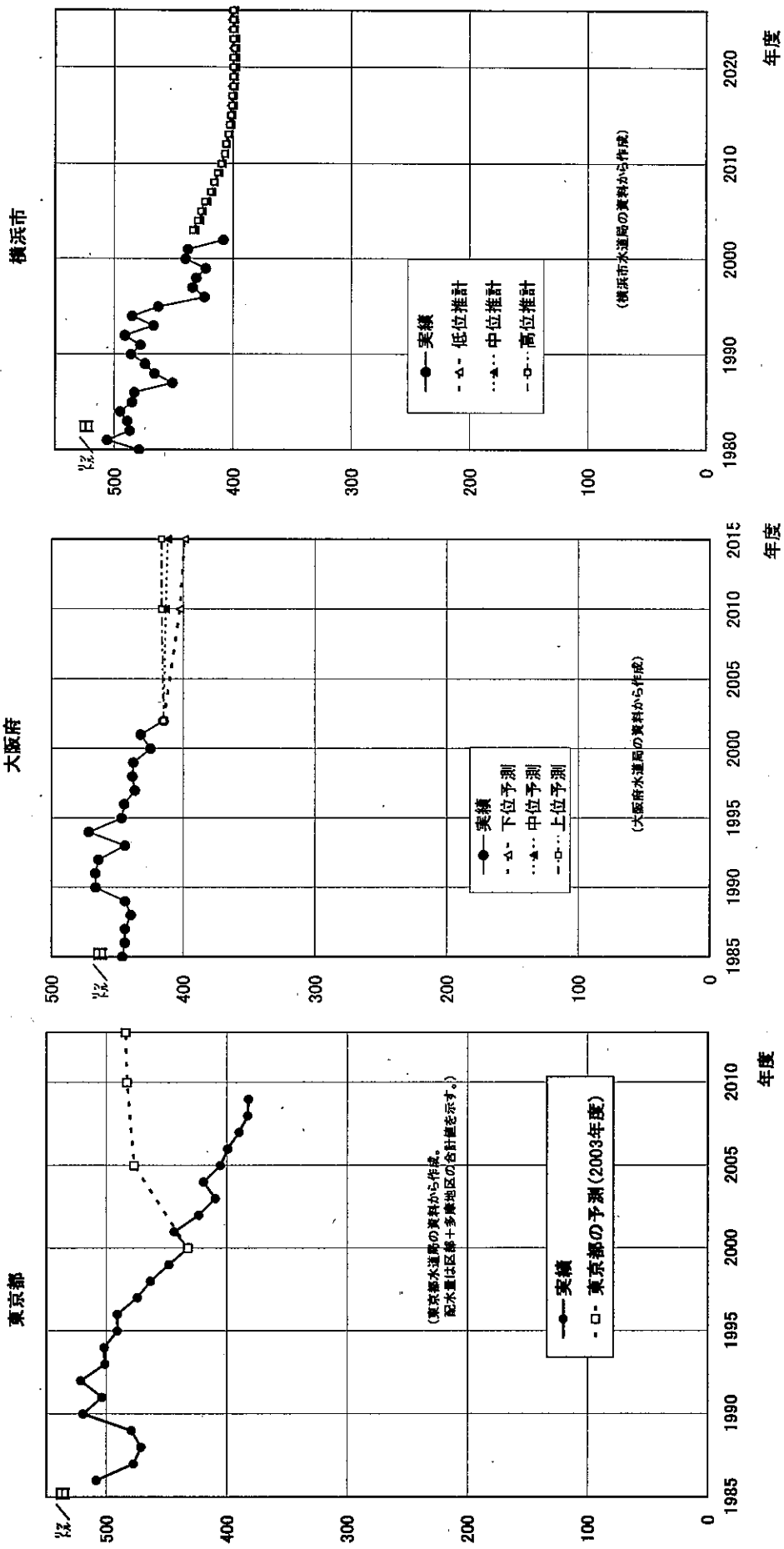


図7 利根川流域6都県の一日最大給水量の動向

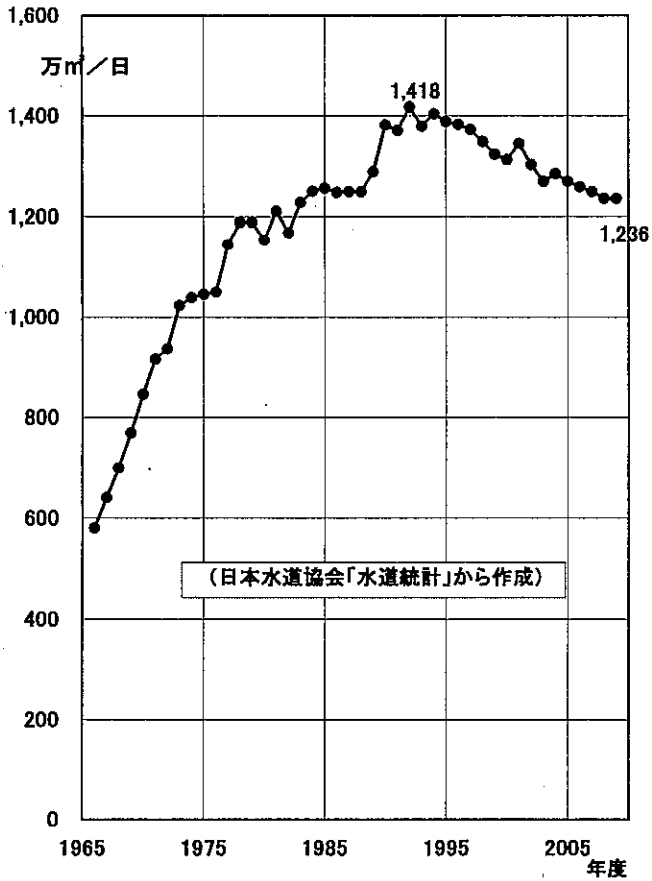


図8 利根川流域6都県の一入あたり水道用水

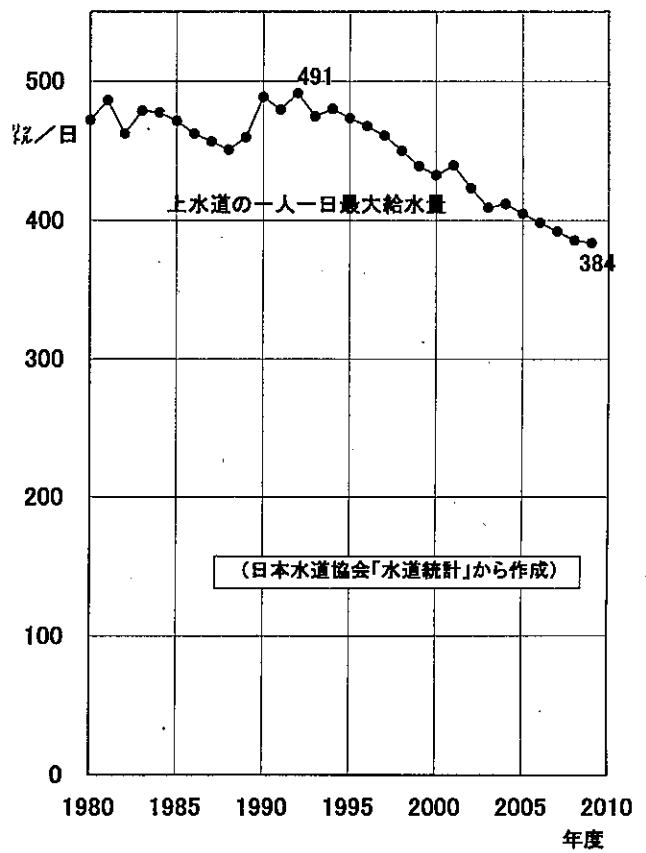


図9 利根川流域6都県の上水道の一日最大給水量

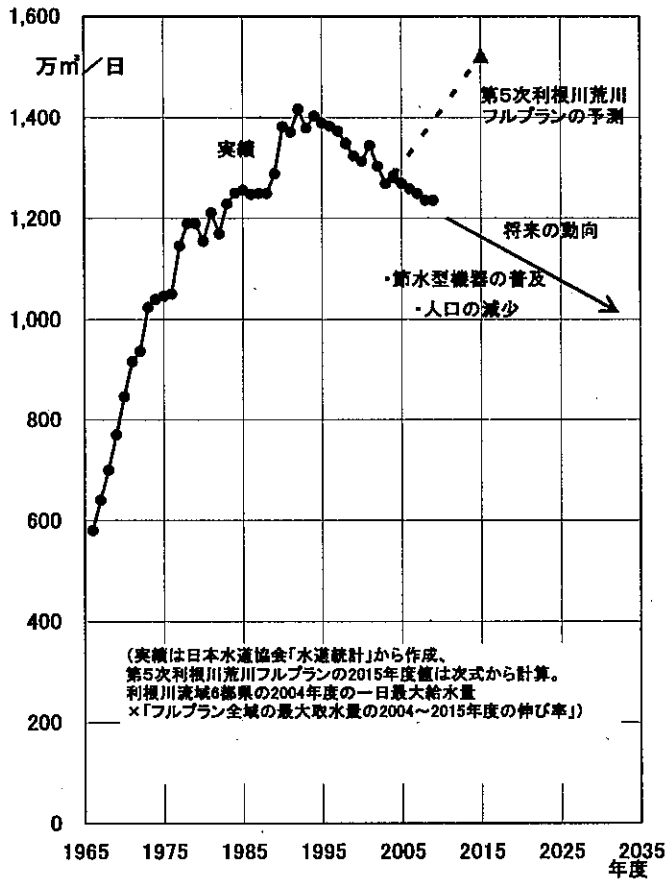


図10 国交省研究会による超長期の予測

(利根川流域の水道用水)

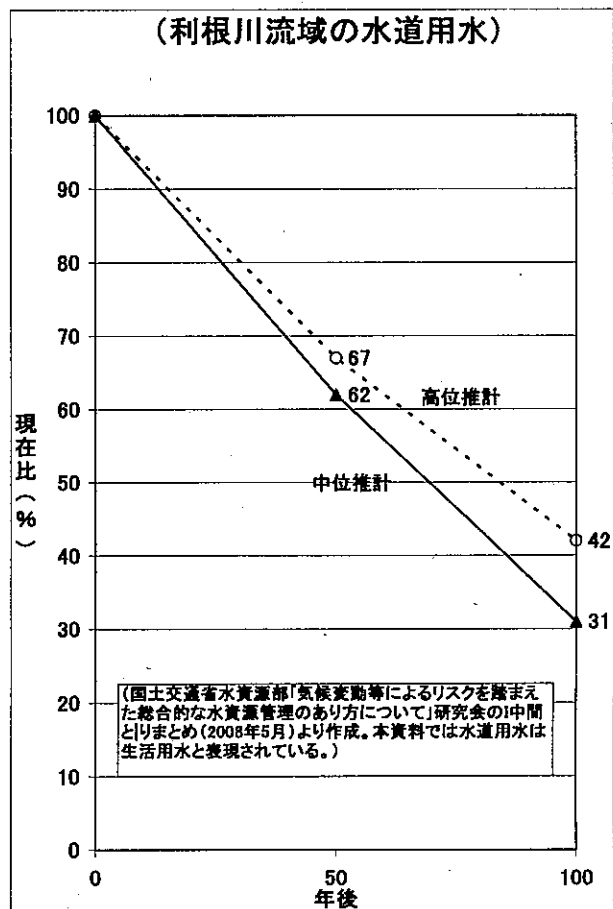


図 11 東京都水道の保有水源と一日最大配水量の推移

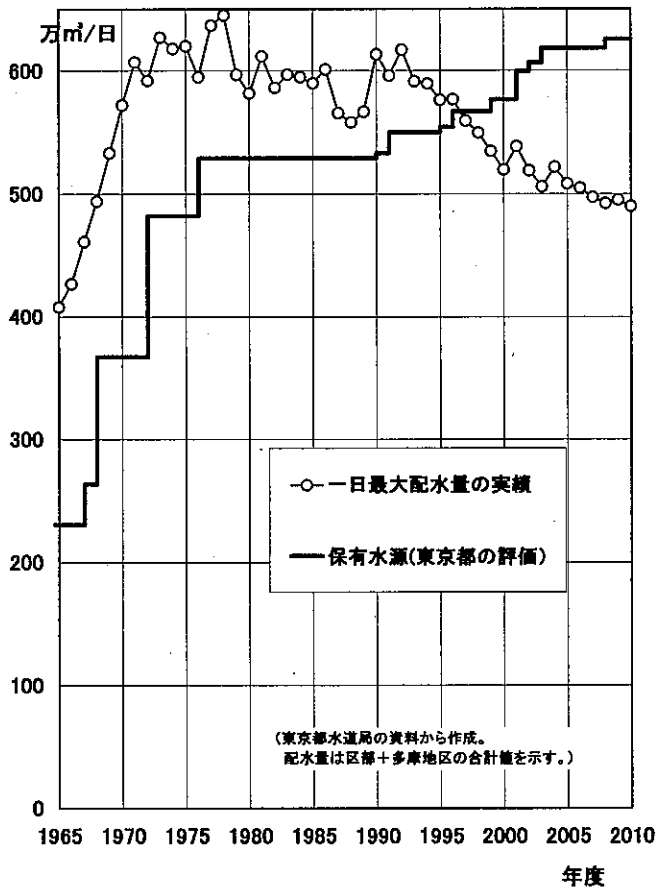


図 12 東京都水道の一日最大配水量の実績と予測

